

堺情審第24-2-2号  
(答申第114号)  
令和7年6月5日

堺市上下水道事業管理者 様

堺市情報公開審査会  
会長 坂本 団

諮問に対する答申

令和7年1月27日付け堺事サポ第4960号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

審査案件	公開請求に対する一部公開決定処分を不服とする審査請求事案に係る審査
対象公文書	マンションAの浸水トラブルに関する資料
実施機関 (処分庁)	堺市上下水道事業管理者（上下水道局 下水道管路部 下水道保全課）
諮問実施機関 (審査庁)	堺市上下水道事業管理者（上下水道局 総務部 総務課）※ ※令和7年4月1日付の組織改正に伴い、「サービス推進部 事業サポート課」から「総務部 総務課」に部課名を変更

## 答 申

### 第1 審査会の結論

令和7年1月27日付けで諮問のあった「マンションAの浸水トラブルに関する資料」について、堺市上下水道事業管理者（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定は妥当である。

### 第2 審査請求の経過

- 1 審査請求人は、令和6年3月4日、堺市情報公開条例（以下「条例」という。）6条1項の規定により、実施機関に対して「マンションAの浸水トラブルに関する資料」の公開請求（以下「本件請求」という。）をした。
- 2 実施機関は、本件請求に対して、「マンションAの浸水トラブルに関する資料」として、「調査報告書、マンション南側雨水管が記載された写真・動画、マンション前雨水取付管内の写真、北部下水道サービスセンターと下水道保全課との打ち合わせ資料、北部下水道サービスセンターの要望処理簿、議事録」を対象公文書として特定し、令和6年3月18日、対象公文書のうち「個人の氏名・住所・連絡先が記載されている部分」を除く部分を公開するとの一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和6年6月17日、本件処分に対し、その決定を不服として、行政不服審査法2条の規定により審査請求を行った。

### 第3 審査請求の趣旨

審査請求に係る本件処分を取消し、対象公文書の特定及び公開の決定を再度行うことを求める。

### 第4 審査請求人の主張

下水道保全課より、条例3条2項に定める公文書の特定に必要な情報の提供がなく、請求者が希望する文書の特定ができないまま一方的な公開通知があった。また、公開手続の過程において、規定の手順やルールに沿った運営がなされておらず、必要書類の発送漏れ等人的ミスが繰り返されており、杜撰な体制にあることで請求者にとって不利益な状態となっている。結果として現在においても特定に値する情報を得ることができておらず、また希望する文書も公開されていない。そして、公開された文書も手元資料と名称や内容が一致し

ないため適切に公開手続が行えていないと言える。このことから、当該決定を無効とし再度公開請求の手続をやり直すことを要望する。

## 第5 実施機関の主張

令和5年11月下旬ごろ、審査請求人が下水道保全課に対し、審査請求人の居住するマンションの地下ピットに漏水が生じており、それは本市の下水道管からの漏水の影響ではないかとの問い合わせがあった。

これに対し、下水道保全課は、下水道管の調査を行い、下水道管に若干の亀裂のようなものは認められたもののそこから漏水しているとは認められず、また、下水道管からマンションの地下ピットまで漏水が流れていき、かつ地下ピット内に浸水するなどということは全く考えられなかったことから、その説明を下水道管の調査結果を示しながら行った。しかし、審査請求人はこれに納得せず、その後も下水道保全課に対し上記地下ピットの漏水の点のほか、様々な主張を繰り返しており、これに対し下水道保全課は、メールでの説明、現地での説明などを繰り返して行うほか、審査請求人から要求される過去の調査資料その他の資料を何度も提供してきた。それでもなお、他に隠している資料があるのではないか、と審査請求人から要求があり、下水道保全課は、これ以上の資料は無いと返答している状況だった。

そのような状況の中、令和6年3月4日、審査請求人は下水道保全課に対し、本件に関する資料の公開請求を行う予定があるとメール送付してきたが、同メールには、準備してほしい資料として『本件に関する資料、動画、画像、問い合わせから本日までの対応報告や議事録、業務日誌』と記載されており、申請につき資料名目、保存形式を教えてほしいということ、その資料が今まで頂いた報告内容と差異がないか確認するということが記載していた。

これに関し、下水道保全課としては、上記の準備してほしい資料としての記載から、審査請求人の公開請求しようとする行政文書が何なのかということは十分特定でき、かつ、それはこれまでに審査請求人に提供した文書と、下水道保全課内部で作成している議事録だけであり、これは審査請求人が納得するかどうかにかかわらず厳然とした事実であったことから、審査請求人に対し資料名目や保存形式を示す必要はないと考え、また、下水道保全課の本件に関して保持する文書と審査請求人に提供してきた文書との差異を確認してもらうまでのことはないと考え、下水道保全課は審査請求人に対し、用意できるものは用意させていただくので公開請求されたいということを返信した。

すると、翌3月5日、審査請求人から本件公開請求が行われたので、これに対し、下水道保全課は、公開請求の対象を、マンションAの浸水トラブルに関連する「調査報告書」、「マンション南側雨水管が記載された写真・動画」、「マン

ション前雨水管取付管内の写真」、「北部下水道サービスセンターと下水道保全課との打ち合わせ資料」、「北部下水道サービスセンターの要望処理簿」、「議事録」と特定し、これの個人情報部分を一部非公開として、公開したものである。

審査請求人は、本件公開請求において、公開請求する文書の特定ができなかった旨主張し、条例3条2項に対する違反がある旨主張する。

しかし、条例3条2項は、行政文書の公開請求をしようとする者に対し実施機関が公開請求対象の特定に必要な情報の提供をするように努めるべきこととする訓示規定であり、同条項が実施機関の行った本件処分を違法とする根拠になるものではない。

## 第6 審査会の判断理由

### 1 本件対象公文書について

本件処分の対象公文書は、マンションAの浸水トラブルに関連する「調査報告書」、「マンション南側雨水管が記載された写真・動画」、「マンション前雨水管取付管内の写真」、「北部下水道サービスセンターと下水道保全課との打ち合わせ資料」、「北部下水道サービスセンターの要望処理簿」、「議事録」である。

### 2 本件処分の妥当性について

審査請求人は、実施機関より、条例3条2項に定める公文書の特定に必要な情報の提供がなかったことにより、公文書の特定に必要な情報を得ることができず、希望する文書が公開されていないと主張する。

しかし、条例3条2項は、公開請求をしようとするものが、公文書を特定するに足りる情報を有していない場合でも的確に公開請求できるよう、実施機関が公文書の特定に必要な情報を提示する努力義務を負うことを規定したものであるが、本件においては公文書公開請求書で公文書を特定するに足りる情報が記されており、実施機関も対象公文書を特定できていることから、手続に違法性は認められない。

また、当審査会では、対象公文書の内容を個別に確認したが、審査請求人の主張を前提としても、他に対象公文書として特定すべき公文書が存在するとは認められなかった。

したがって、実施機関が行った本件処分は妥当である。

### 3 結論

以上の理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年1月27日	諮問書の受理
令和7年1月31日	審 議
令和7年2月19日	審 議
令和7年3月28日	審 議
令和7年4月17日	審 議
令和7年5月21日	審 議
令和7年6月 5日	答 申

堺市情報公開審査会委員

氏 名	役 職	備 考
坂 本 団	弁 護 士	会 長
豊 永 泰 雄	弁 護 士	会長職務代理者
石 橋 章市朗	関西大学法学部教授	
阪 井 千鶴子	弁 護 士	
高 木 佐知子	大阪公立大学大学院 現代システム科学研究科教授	